

必ずチェック 最低賃金!
使用者も労働者も

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用される北海道最低賃金(地域別)が次のとおり改定されます。

最低賃金額 時間額 719円
効力発生年月日 平成24年10月18日

○最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。

○最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。

○特定の産業(「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、戦隊ブロック製造業」)で働く者には北海道の産業別最低賃金が適用されます。

厚生労働省北海道労働局 労働基準監督署(支署)

赤い羽根共同募金運動にご協力をお願いします

10月1日～12月31日



共同募金は、戦後まもない昭和22年にスタートして以来、皆様のご協力によって社会福祉施設や社会福祉協会、ボランティア活動など多くの民間福祉活動を支援し、高齢の方や障害のある方、子育て中の方などすべての人が健やかに暮らしていくための地域づくりを支援してきました。

赤い羽根共同募金は、助成の計画を立ててから募金活動をはじめ「計画募金」です。各都道府県ごとに行われており、災害時などの例外を除き、寄附金は集まった地域でその使い道が決められます。つまり、北海道で集められた寄附金は、北海道で使われるということです。

地域に暮らす人すべてに住み良い地域づくりに向けて、赤い羽根共同募金運動にご協力をお願いします。

社団法人 北海道共同募金会
電話 011-231-8000

「国の教育ローン」 (日本政策金融公庫 国民生活事業)

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

融資額：学生・生徒1人あたり300万円以内

利率：年2.35%(固定金利、平成24年9月10日現在)

※母子家庭の方の利率は年1.95%(固定金利、平成24年9月10日現在)

返済期間：15年以内(交通遺児家庭または母子家庭の方については18年以内)

使いみち：入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

融資の対象となる学校：高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校、経理学校、予備校、デザイン学校など

返済方法：毎月元利均等返済(ボーナス時増額返済も可能)

元金据置期間：在学期間内(在学期間中は利息のみ返済することができます。元金据置期間はお返済期間に含まれます。)

保証：(財)教育資金融資保証基金(連帯保証人による保証も可能)

※詳しくは、

教育ローンコールセンター
ナビダイヤル 0570-008656
電話 03-5321-8656

までお問い合わせください。